

特定金融機関(金融機関コード順)

金融機関名	支店名
みずほ銀行	厚木支店
三菱UFJ銀行	本厚木支店・厚木支店
三井住友銀行	厚木支店
りそな銀行	厚木支店・海老名支店・伊勢原支店
群馬銀行	相模原支店
横浜銀行	愛川支店・厚木支店・緑ヶ丘支店・森の里支店・愛甲石田支店
山梨中央銀行	相模原支店
静岡銀行	厚木支店
スルガ銀行	厚木支店・厚木鳶尾支店
神奈川銀行	相模台支店・平塚支店
静岡中央銀行	厚木支店・平塚支店・綾瀬支店・善行支店・座間支店・番田支店
きらぼし銀行	海老名支店・厚木支店
平塚信用金庫	厚木支店・妻田支店・愛甲石田支店・荻野支店
中栄信用金庫	愛甲石田支店・伊勢原支店・本店営業部・渋沢支店・東海大学駅前支店・南支店・鶴巻駅前支店・曲松支店・秦野駅前支店・鶴巻中央支店・伊勢原南口支店・金目支店・平塚支店・旭支店・岡崎支店・開成支店
中南信用金庫	厚木南支店・林支店・高森支店
城南信用金庫	厚木支店
相愛信用組合	本店・半原支店

【ご注意】

- * 融資制度及び助成制度の内容は、経済状況等により年度途中でも変更する場合があります。
- * 特定金融機関が必要と認めるときは、信用保証を付すことや担保・保証人を徴することがあります。
- * 厚木市では、融資の手続きはできません。また、金融機関に対する融資の斡旋も行っておりません。

お問い合わせ

※融資の申し込み及び相談は、特定金融機関へお願いします。

厚木市 産業文化スポーツ部 産業振興課 (厚木市役所第二庁舎8階)

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

電話 046-225-2830 (直通) FAX 046-223-7875

厚木市 中小企業融資のしおり

令和6年7月1日現在

厚木市中小企業融資制度は、市内中小企業者の事業の育成と振興を図るため、厚木市と特定金融機関が協調して行う融資制度です。市が特定金融機関に対して一定の資金を預けることにより、特定金融機関が市の定めた条件に基づいて低利で融資を行います。

また、利子補給制度や信用保証料補助制度を併せて利用することにより、融資に係る経費を低く抑えられます。

お申し込みは、特定金融機関へお願いします。

※融資の際は、金融機関及び信用保証協会の審査があります。

融資の対象

* 次の1～4全てに該当する方。

1 資本金の額（出資総額）又は常時使用する従業員の数が、次のいずれかに該当すること。

区分	資本金（出資金）	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

2 中小企業者又は協同組合等で、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては市内に1年以上住所を有すること。

3 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する特定事業（県信用保証協会の保証対象外業種を除く）を営んでいること。

4 行政庁の許認可を必要とする事業については、その許認可等を得ていること。

ただし、次のいずれかに該当する方は、この制度を利用することができません。

- (1) 市税を完納していない
- (2) 返済能力がないと認められる
- (3) 市の融資制度を不正に利用した
- (4) 金融機関から取引停止処分を受けている
- (5) 県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない

【融資申し込みの際の必要書類】

- ①融資申込書(市ホームページにあります。原本1部と写し3部が必要)
- ②財務書類(確定申告書等)
- ③市税納税証明書(未納の額のないことの証明)
- ④法人登記事項証明書(法人の場合)または住民票(個人の場合)
- ⑤見積書(設備資金の場合)
- ⑥厚木市中小企業景気対策資金融資対象確認申請書及び売上高等の推移を証明する書類〔月別損益計算書等〕(景気対策資金の場合)
- ⑦中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により市長の認定を受けていることを証明する書類(景気対策資金(別枠資金)または危機関連資金の場合)

厚木市中小企業融資制度の概要

2024（令和6）年7月1日現在

資金の種類		利用資格	信用保証	資金使途	融資限度額 (注)	利率(固定)	融資期間	返済方法	お申込み先	助成制度① 利子補給制度	助成制度② 信用保証料補助制度	
一般的な 事業資金が 必要な方	事業資金	運転資金	必要に応じて、特定金融機関が定める	運転資金	5,000万円	年1.90%以内 ただし1年以内の場合 年1.80%以内	7年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内	特定金融機関	制度対象外		
		設備資金		設備資金	5,000万円	年1.90%以内 ただし3年以内の場合 年1.80%以内	10年以内			制度対象		
		一時資金		中元、年末または決算時の運転資金	500万円	年1.70%以内	6か月以内			制度対象外		
小規模な 事業を営む方	小口零細企業資金	従業員が20人(商業、サービス業の場合は5人※)以下の小規模企業者 ※医業を主たる事業とする法人、宿泊業・娯楽業を事業とする小規模企業者は20人以下	小口零細企業保証	運転資金 設備資金	全国の信用保証協会の保証 付き融資残高との合計で 2,000万円	年1.90%以内 ただし3年以内の場合 年1.70%以内	10年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内	特定金融機関	制度対象	制度対象 (年度内に1回)	
売上や利益が 減少している 方、業況の悪化 している業種 に該当する方	景気対策資金	景気対策資金	必要に応じて、特定金融機関が定める	運転資金 設備資金 借換(※)	5,000万円	年1.50%以内	7年以内	割賦返済 据置期間 1年以内	特定金融機関	制度対象		
		景気対策資金 (別枠資金)	中小企業信用保険法第2条第5項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者	経営安定 関連保証	※国の資金繰り円滑化借換保証制度の対象となるものに限る。		8,000万円					10年以内
		危機関連資金	中小企業信用保険法第2条第6項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者	危機関連 保証			8,000万円					10年以内

(注) 同一資金については、各資金限度額まで再融資を受けることができます

助成制度①：利子補給制度

補助対象となる各資金の利用者へ、毎年1月1日から12月31日までの間に金融機関へ支払った約定利子額の一部を補助する制度です。

補助対象資金	対象期間	補助額
市中小企業融資制度の各資金 (上記概要のうち制度対象の資金のみ)	融資実行月から 36か月を限度	支払った約定利子額 の50%以内 (20万円を限度)
日本政策金融公庫 小規模事業者経営改善資金(マル経資金)		
県中小企業制度融資の創業支援融資	融資実行月から 24か月を限度	

○新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット4号について令和6年6月までに認定を受けた「景気対策資金(別枠)」の利用者は、48か月を限度に補助上限額が50万円となります。

助成制度②：信用保証料補助制度

補助対象となる各資金の利用者へ、県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する制度です。申請できる回数は年度内に1回です。

補助対象資金	補助額
市中小企業融資制度の各資金	支払った信用保証料の50%以内 (20万円を限度)
県中小企業制度融資の創業支援融資	

【注意】 次の場合は、補助金の全部または一部を返還していただきます。

- ※交付決定後6か月以内に市外へ転出もしくは移転または営業を取り止めたとき。
- ※繰上償還をし、保証協会から保証料の返還を受けたとき。

○新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット4号について令和6年6月までに認定を受けた「景気対策資金(別枠)」の利用者は、補助上限額が50万円となります。